

## 出席停止のお知らせ及び登校許可について

鳥取県立八頭高等学校

お子さまは、感染症のため学校保健安全法に基づき学校を休めますようお知らせいたします。  
この期間は、欠席扱いではありません。なるべく外出をさけ、安静に過ごしてください。  
登校の際には、医師に下記を記載していただき、学校へ提出してください。

### {保護者記入欄}

学年・組・出席番号・生徒氏名	年 組 番 氏名
----------------	----------

記

### {医師記入欄}

○をつける	病 名	出 席 停 止 期 間
	第一種感染症( )	治癒するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸チフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他感染症( )	※それぞれの出席停止基準に沿った期間

出席に支障がないものとみとめたので、 月 日 より登校を許可します。

平成 年 月 日

医師名

### {学校記入}

出席停止期間・・・平成 年 月 日( )から医師の許可があるまで
----------------------------------